

# 電子帳簿保存法・インボイス制度とは？

※電子帳簿保存法が改正され、2022年1月1日から、取引に関する書類をデータでやりとりする場合、それらの書類を基本的にデータのまま保存しておかなくてはならなくなりました。

## 電子帳簿保存法の概要

### 【電子帳簿保存法で決められていること】

1 電子帳簿保存法は、パソコン等を使って作成する税金関係の帳簿や書類を、電子データで保存するようにする法律です。従来の紙での保存は帳簿や書類を作成する企業側にとっても、また、それをもとにして税金に関係する業務を行う行政側にとっても非効率です。

そのため、**電子帳簿保存法によって、紙保存のいわば「例外」として電子データ保存が認められることとなりました。**

ただ、一般的には、電子データは改ざんが容易とされます。同じ内容を複製出来・削除・訂正も見た目にはわかりません。

そのため、電子データで帳簿・書類を保存することが出来る条件を定めておく必要があります。

**電子帳簿保護法には「帳簿・書類を電子データで保存しておくための条件」も定められているのです。**

## 【電子帳簿保存法の改正概要】

電子帳簿保存法は、以前からあったものですが、今回は大きく次の改善がありました。

- ①電子データで帳簿・書類を保存出来る条件の緩和
- ②電子取引に関する電子データの保存義務

「①電子データで帳簿・書類を保存出来る条件の緩和」は、電子データの形式での帳簿・書類の作成・保存を普及させることで、企業の生産性の向上や行政の税務業務の効率化を図るねらいがあります。その意味では、企業として積極的に利用したい改正です。

そこで、**大きな問題となっているのは「②電子取引に関する電子データの保存義務」**です。これまでは「帳簿・書類の電子データ保存は、条件をクリアした企業に対する恩恵でした。」

しかし、今回の改正により、**一定の場合には「そもそも紙での書類保存が許されなくなる」**こととなりました。つまり、「必ず電子データで保存しなければならない場面」ができたということです。しかも、ただ保存すればいいだけでなく、**保存する際の条件も決められている**のです。

# インボイス制度の概要

## 1

### 【インボイス制度は消費税に関わるもの】

消費税率が10%に引き上げられる際、品目によっては8%となる「軽減税率制度」が導入されました。つまり、消費税率が2種類になったということです。消費税率が1種類の場合、どんな取引を行おうが税率は変わりません。しかし、2種類だと取引する品目によって税率が異なるため、その品目にどちらの税率（10%・8%）が適応されるのかをはっきりさせる必要が出てきます。この判断は、取引する品目を常時扱っている「売り手」の方がより正確に行うことができます。

そこで、**売り手から買い手に対して「この商品・サービスの税率は○%で、消費税は○円です」という証明書のようなものを発行させる仕組み**がつけられました。**これがインボイス制度です。**

## 2

### 【インボイス制度の真の目的は「免税業者つぶし」？】

消費税を実際に負担するのは、商品やサービスを購入する消費者です。商品やサービスを提供する側である事業者は、商品・サービスの価値に消費税分を上乗せした金額を消費者から受け取ります。消費税分を「預かっている」わけです。この預かった消費税を事業者側が国に納めることで納税されます。消費税の負担は「消費者」、納税義務は「事業者」となります。

# 2

しかし、消費税には「免税事業者」という仕組みがあります。売上高が一定の金額を下回っている事業者は、消費税の納税義務が免除されるという制度です。つまり免税業者と取引をする場合、商品・サービスの価格に消費税分を上乗せして支払っても、その消費税は納税されないということです。**免税事業者にとっては、消費税分稼ぎが増えているような状態**です。見方を変えれば、免税事業者は本来納税すべき消費税額分の利益を得ているとも言えます。このような状態を「益税」といい、インボイス制度の導入後はこの「益税」を発生させることが難しくなります。

フリーランスや個人事業主の多くは免税事業者であるため、インボイス制度は「フリーランスつぶし」「個人事業主つぶし」などといわれます。

## 電子帳簿保存法とインボイス制度の関係

電子帳簿保存法とインボイス制度は、どちらも税金に関する制度という点では共通です。しかし制度としては全く異なり、企業への影響という点では繋がりはありません。ただ、売り手が買い手に対して発行することになるインボイスは、電子データの形式で発行することも認められています。もし、**売り手が電子インボイスを発行した場合、買い手は、電子帳簿保存法で定められている条件をクリアした上で、電子データのまま保存しなければなりません**。「②電子取引に関する電子データの保存義務」が適用されるということになります。この点で両者は関係があるといえます。

システム導入  
が難しくても  
大丈夫！！

## 令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

### 【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性  
OK

### 【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。**

その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性  
OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。

そのとおりです。  
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

# 準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
  - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合

**電子取引データを消さずに保存**しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

## もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます

